

事務連絡  
平成20年8月19日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について  
(ミャンマー連邦産コーヒー豆及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ミャンマー連邦産生鮮コーヒー豆において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

1 対象食品

ミャンマー連邦産コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) HTOO MAR & POP POP CO., LTD.が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、DDTに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（DDTを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：コーヒー豆
2. 生産国：ミャンマー連邦
3. 製造者：HTOO MAR & POP POP CO., LTD.
4. 検査結果：DDT 0.09ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：横浜検疫所（届出受付番号：第29012041490号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 大昌貿易行